

議案第 2 4 号

豊橋市指定有形文化財等の指定について

豊橋市文化財保護条例（昭和 3 1 年豊橋市条例第 2 3 号）第 4 条及び第 2 1 条の規定により、下記の文化財を豊橋市指定有形文化財等に指定するものとする。

令和 3 年 4 月 2 0 日

豊橋市教育委員会
教育長 山西 正泰

記

1. 豊橋市指定民俗文化財（1 件）の指定

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
吉田神社旧式祭礼図絵馬 附 寄附人名記	1 面、 附 1 面	豊橋市関屋町 2 番地 (吉田神社)	宗教法人吉田神社 代表役員 水谷雅則

2. 豊橋市指定有形文化財（3 件）の指定

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
獅子頭（御頭様）	1 面	豊橋市関屋町 2 番地 (吉田神社)	宗教法人吉田神社 代表役員 水谷雅則
鬼面	1 面	豊橋市関屋町 2 番地 (吉田神社)	宗教法人吉田神社 代表役員 水谷雅則
吉田神社神輿棟札 附 吉田神社神輿棟札写	5 枚、 附 1 枚	豊橋市関屋町 2 番地 (吉田神社)	宗教法人吉田神社 代表役員 水谷雅則